

# 学 則(抜 粹)

## 第1章 総則

(目 的)

第1条 本校は、専門課程を設置し、そのもとで、社会に役立つ医療・福祉・スポーツ健康づくり従事者として必要な知識及び技能並びに日本語学の知識及び日本文化を教育し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

る。

(名 称)

第2条 本校は、美作市スポーツ医療看護専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、岡山県美作市古町1701番地に位置する。

## 第2章 課程、学科及び修業年限並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員、学級数)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	学級数	総定員	備考
医療専門課程	看護学科	3年	40名	3	120名	昼間
医療専門課程	柔道整復スポーツトレーナー学科	3年	30名	3	90名	昼間
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	40名	2	80名	昼間
文化・教養専門課程	日本語学科	1.5年	20名	2	40名	昼間

2 看護学科は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する者を養成する学科とする。

3 柔道整復スポーツトレーナー学科は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項に規定する者を養成する学科とする。

4 介護福祉学科は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する者を養成する学科とする。

5 本校に在学することができる期間は、第12条の規定により休学した期間を除き、各学科の修業年限の2倍に相当する年数を超えることができない。

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし日本語学科は、10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わるものとする。

2 学年は学期に区分し、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

3 学校長は、特に必要があると認めるときは、

管理運営者会議の議を経て前項に規定する前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第6条 本校において授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日（11月1日）

(4) 季節休業日

2 前項第4号の季節休業日の期間は、管理運営者会議の議を経て学校長が定める。

3 前二項の規定にかかわらず、事務局長・事務局次長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を行うこととすることができる。

### 第3章 入学、休学、復学、転学、転入学、退学及び除籍

(入学時期)

第7条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、本項各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下この項において「規則」という。）第150条第1号の規定により文部科学大臣が指定した者に限る。）

(4) 高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設（規則第150条第2号の規定により文部科学大臣が認定した在外教育施設に限る。）の当該課程を修了した者

(5) 規則第150条第4号に規定する文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格

した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると本校が認めたもの

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると本校が認めた18歳以上の者

2 看護学科に入学することができる者は、学校長が別に定める看護学科に関する規程に定める入学資格に該当する者とする。

3 柔道整復スポーツトレーナー学科に入学することができる者は、柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号）第2条第1号に規定する資格に該当する者とする。

4 外国人の入学資格は、前三項に定めるもののほか、学校長が別に定めるところによる。

(入学の出願)

第9条 本校への入学を志願する者は、本校の定める入学志願書に必要事項を記入し、入学検定料その他当該年度の学生募集要項に掲げる書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(入学者の選考)

第10条 本校は、前条に規定する者に対して、入学試験により選考を行う。

2 前項の入学試験に関して必要な事項は、学校長が別に定める入学試験に関する規程に定める。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条第1項の選考に合格し、入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書を提出し、入学金、授業料その他の第29条に規定する納付金（入学検定料

を除く。)を納付しなければならない。

2 保証人は次のとおりとし、保証人を変更する場合又は保証人の住所が変更となった場合は、速やかに所定の書類を提出しなければならない。

(1) 第1保証人 親権者又は後見人である者

(2) 第2保証人 岡山県下若しくはその周辺に居住し、独立の生計を営む者、又は管理運営者会議の議を経て学校長が適当と認める者

3 学校長は、第1項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

4 入学を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入学許可を取り消すことができる。

(1) 入学を指定した日から7日以内に登校しないとき。

(2) 入学志願書その他の提出書類に虚偽の記載があるとき。

(休学)

第12条 学生が疾病その他特別な理由により休学しようとするときは、診断書又は保証人が作成した理由書を添付して、所定の休学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、疾病その他特別な理由により修学することが不相当と認められる学生に対して、管理運営者会議の議を経て休学を命ずることができる。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間を延長することができる。

(1) 第1項の許可を受けた学生が延長願を提出した場合において、管理運営者会議の議を経て学校長が、特別な理由があると認めるとき。

(2) 前項の規定により休学を命じた場合において、管理運営者会議の議を経て学校長が、引き続き休学させる必要があると認

めるとき。

(復学)

第13条 休学期間が満了した者又は休学期間内であっても、休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、医師の診断書又は保証人が作成した理由書を添付して、所定の復学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学、転入学)

第14条 本校から他の専修学校への転学を希望する者は、その理由を明記した転学願を提出し、管理運営者会議の議を経て学校長の許可を受けなければならない。ただし、日本語学科からの転学は認めない。

2 他の専修学校から本校への転入学を希望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、管理運営者会議の議を経て、これを許可することができる。ただし、日本語学科への転入学は認めない。

3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、管理運営者会議の議を経て学校長が決定する。

4 第7条から第9条まで及び第11条の規定は、第2項の規定による許可を受け、転入学しようとする者について準用する。この場合において、第7条、第8条第2項及び第3項及び第11条第3項及び第4項中「入学」とあるのは「転入学」と読み替えるものとする。

(退学及び除籍)

第15条 自ら退学しようとする者は、その理由を記した書類を添えた退学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を管理運営者会議の議を経て除籍することができる。

(1) 第4条第5項に規定する本校に在学することができる期間を超えた者

(2) 疾病その他の事由により、修学の見込がなくなった者

(3) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

- 3 第1項の規定により退学した者及び前項の規定により除籍された者が履修した授業科目のうち、第23条の規定による成績の評価を行っているものについては、学修の成果を証することができる。

#### 第4章 教育課程、授業時数、教職員組織及び運営

(教育課程及び授業時数)

第16条 本校の教育課程、授業時数(授業時間数。以下同じ。)及び課程の修了に必要な総授業時数(総授業時間数。以下同じ。)は、別表1-1から別表1-4までのとおりとする。

- 2 別表1-1から別表1-4までに規定する授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第17条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、原則として、授業形態により次の基準で換算する。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって1単位とする。

(2) 実験、実技及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって1単位とする。

(3) 臨地実習及び臨床実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

- 2 柔道整復スポーツトレーナー学科について、前項第1号及び第2号に規定する授業時数を定めるに当たっては、柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号厚生労働省医政局長通知)に基づいて、これを定めるものとする。

- 3 看護学科の授業科目の第1項第1号及び第2号に規定する授業時数については、看護学科に関する規程において定める単位換算方法に基づいてこれを定めるものとする。

(入学前の授業科目の履修等)

第18条 学校長は、学生(日本語学科の学生を除く。)が本校に入学する前に行った次の各号に掲げる大学、高等専門学校、学校、養成所又は養成施設(柔道整復スポーツトレーナー学科にあつては、第13号及び第14号に掲げる学校等を除く。)における授業科目の履修又は学修(専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第12条第3項に規定する専修学校の専門課程における授業科目の履修又は同第11条第3項及び第5項に規定する学修に限る。以下本条において「履修等」という。)について、当該学生からの申請に基づき、その履修等(介護福祉学科にあつては、第1号から第12号まで及び第14号に掲げる大学等における履修等のうち、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4の介護の領域の授業科目に係るものを除く。)の内容を個々に評価し、別表1-1から別表1-4までに規定する本校における教育内容に相当すると認めた場合には、単位履修認定委員会が開催する履修認定会議の議を経て、課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該履修等を本校における授業科目の履修とみなすことができる。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学(いずれも介護福祉学科にあつては、第13号に規定する学校であるものを除く。)

(2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項の規定により認定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下第3号から第12号までにおいて同じ。)又は養成施設

(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号又は第3号の規定により指定されてい

- る学校若しくは看護師養成所
- (4) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- (5) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- (6) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- (9) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- (10) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- (11) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- (12) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号、第2号、第3号又は第

5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

(13) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は養成施設

(14) 短期大学、専修学校の専門課程又は医療・福祉関係の士業資格（社会福祉士及び介護福祉士に係るものを除く。）に係る養成を行う養成所等（第2号から第12号までに規定するものを除く。）

2 前項本文以外の看護学科の入学前の授業科目の履修等については、看護学科に関する規程において定めるものとする。

（授業の方法と履修）

第19条 前条の規定の適用において、専修学校設置基準第13条に規定する多様なメディアを高度に利用しての教室等以外の場所で行う授業の履修は、本校の課程における授業科目の履修とみなさないこととする。

（始業及び終業）

第20条 本校の始業の時刻は、午前9時とし、終業の時刻は、午後4時10分とする。

（教職員組織）

第21条 本校に次の教職員を置く。

(1) 学校長 1名

(2) 副学校長 1名

(3) 学科長（教務主任） 各学科1名

(4) 副学科長（実習調整者）各学科1名（看護学科以外の学科は、必要に応じて設置する。）

(5) 専任教員

看護学科 8名以上（学科長、副学科長を含む。）

柔道整復スポーツトレーナー学科

7名以上（学科長、副学科長を含む。）

介護福祉学科 3名以上（学科長、副学科長を含む。）

日本語学科 2名以上（学科長、副学科長を含む。）

- (6) 実習指導教員  
看護学科 1名以上  
柔道整復スポーツトレーナー学科  
1名以上((5)の専任教員が兼ねる。)
- (7) 講師 40名以上
- (8) 事務局長 1名
- (9) 事務局次長  
1名(必要に応じて設置する。)
- (10) 事務局部長 1名
- (11) 事務局課長 1名以上
- (12) 事務職員 各学科1名以上
- (13) 司書 1名
- (14) 校医 1名
- (15) カウンセラー 1名

2 組織及び教職員に関して必要な事項は、管理運営者会議の議を経て学校長が別に定める組織及び教職員に関する規程に定める。

(学校の運営)

第22条 本校の運営を円滑にするため、各種の会議を開催する。

- 2 前項の会議に関して必要な事項は、学校長が別に定める会議規程に定める。
- 3 本校の教育理念に基づいた目的及び目標を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 4 前項の点検及び評価に関して必要な事項は、管理運営者会議の議を経て学校長が別に定める自己点検・自己評価に関する規程に定める。
- 5 本校の運営を円滑にし、その評価を適切に行うため、必要な文書管理を行う。
- 6 前項の文書管理に関して必要な事項は、学校長が別に定める文書管理規程に定める。

## 第5章 成績の評価、修了及び卒業の認定

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績評価は、学年末において、試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、各授業科目の授業時数の3分の1以上を欠席した者は、当該授業科目

についての評価を受けることができない。

2 成績の評価及び次条の課程の修了の認定に必要な事項は、学校長が別に定める履修規程に定める。

(課程の修了の認定)

第24条 学校長は、前条第1項の成績評価に基づいて、管理運営者会議の議を経て課程の修了の認定を行う。

(卒業及び国家試験受験資格の認定及び卒業証書の授与)

第25条 学校長は、本校に修業年限以上在学し、全課程の修了の認定を受けた者について、卒業判定委員会が開催する卒業判定会議の議を経て、卒業並びに看護学科、柔道整復スポーツトレーナー学科及び介護福祉学科にあっては国家試験受験資格を認定し、様式1-1から様式1-4までに規定する卒業証書を授与する。

- 2 欠席時数が授業時数の3分の1を超える学生については、卒業を認定しない。
- 3 看護学科の学生の卒業の認定については、看護学科に関する規程において定めるものとする。

## 第6章 科目等履修

(科目等履修生)

第26条 本校は、本校の学生ではない者が科目等履修生として本校に開設された授業科目を履修することを認めないこととする。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第27条 学校長は、学生として表彰に値する行為があった者を管理運営者会議の議を経て表彰することができる。この場合において、表彰に値する行為があった者とは、次の各号の左に掲げる賞ごとに当該各号の右に定める者とする。

- (1) 学校長賞 在学中の成績及び出席率が優秀で、他の学生の模範となった者

(2) 皆勤賞 在学中、無遅刻無欠席で努力した者

(3) 精勤賞 在学中、無欠席で努力した者

2 前項各号に掲げる者のほかに、次の各号の左に掲げる活動ごとに当該各号の右に定める者等がある場合には、学校長は、管理運営者会議の議を経て、別途、賞を設けて表彰することができる。

(1) ボランティア活動 地域に貢献した者

(2) 学術的活動 卒業研究や学会等での論文や発表が優秀な者

(3) スポーツ活動 所属クラブが所属する競技団体主催の大会で優秀な成績を修めた者

(懲戒)

第28条 本校の学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、管理運営者会議の議を経て学校長及び教員は、懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち、訓告、停学及び退学の処分は、校長が行う。

3 前項の退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第8章 奨学金制度

(奨学金)

第29条 本校の奨学金制度については、別表3のとおり定める。

## 第9章 納付金、寄宿舍、健康安全管理、図書室管理、学校防災管理及び施設設備管理

(納付金)

第30条 本校の入学検定料、入学金、授業料、実習費、設備費及び教育教材演習費（以下「納付金」という。）は、別表2のとおりとし、学生は、在籍中、出席の有無にかかわらず、授業料、実習費、設備費及び教育教材演習費（以下「授業料等」という。）を所定の期日までに納入しなければならない。

2 既に納入のあった納付金は、返還しない。ただし、第11条の規定により入学（第14条に規定する転入学を含む。以下この項において同じ。）を許可された者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、既に納入のあった納付金の額のうち授業料等の額に相当する額を返還する。

3 前項本文の規定にかかわらず、学校長は、相当の理由があると認めるときは、管理運営者会議の議を経て、既に納入のあった納付金の額のうち授業料等の額に相当する額の全部又は一部を返還することができる。

4 学年の全ての期間を休学する場合であって、休学する年度の前年度末までに休学を許可されたときは当該学年分の授業料等を、前期又は後期の全ての期間を休学する場合であって、休学する学期の前学期末までに休学を許可されたときは休学する学期分の授業料等を徴収しない。

5 学生が退学若しくは休学を許可され、又は除籍された場合においても、当該許可又は除籍のあった日の属する学期分の授業料等を徴収する。

6 納付金に関して必要な事項は、学校長が別に定める学費納付に関する規程に定める。

(寄宿舍)

第31条 学校の勉学と生活を円滑にすることを目的として、寄宿舍を設けることができる。

2 寄宿舍に関して必要な事項は、学校長が別に

定める。

(健康安全管理)

第32条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第32条第3項において準用する同法第13条の規定に基づき、学校長は管理運営者会議の議を経て、学生に対して毎年1回以上の健康診断を実施する。また、特に必要と認めるときは、臨時にこれを実施する。

2 前項に規定する健康診断その他学生の健康安全管理に関して必要な事項は、学校長が別に定める健康管理規程に定める。

(図書室管理)

第33条 図書、文献、研究資料等を収集保管し、学生及び教職員の閲覧に供するため、本校に図書室を設ける。

2 図書室の管理に関して必要な事項は、学校長が別に定める図書室管理規程に定める。

(学校防災管理)

第34条 火災その他の災害の防止のため、本校に防火管理組織及び自衛消防組織を設ける。

2 学校の防災管理に関して必要な事項は、学校長が別に定める学校防災規程に定める。

(施設設備管理)

第35条 学校長は、本校の校地及び校舎並びに機械器具、備品その他の物品の適正かつ効率的な活用を図るため、施設、設備及び物品の管理に関して必要な事項を校舎管理規程及び物品管理規程に定める。

## 第10章 雑則

(学則の変更)

第36条 学則の変更を行う場合は、管理運営会議の議を経て、学校法人大阪滋慶学園の理事会で承認を受けることとする。

(施行細則)

第37条 この学則の施行に関し必要な事項がある場合は、学校長が別に定める。

## 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
この学則は、令和2年4月1日から施行するが、ただし平成31年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。